

(使用目的、善管注意義務等)

第1条 甲は本物件を引渡し時の現状で乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

2. 乙は、本物件を乙ならびに甲の承諾を得た入居者(以下「入居者」という。)の契約要目表記載の賃貸用途以外の目的で使用してはならない。
3. 乙および入居者は、本物件ならびに共同使用部分をもその本来の用法に従い善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
4. 乙ならびに入居者は、本物件の使用規則、その他甲または本物件の管理者が管理上必要と定め、乙に通知しまたは所定の場所に掲示した規則等を遵守しなければならない。

(契約期間および更新)

第2条 契約期間は契約要目表記載のとおりとする。

2. 甲および乙は協議の上、本契約を更に2年間更新することができる。ただし、甲または乙から第20条の規定に基づく解約の申入れがあった場合はこの限りではない。

(賃料等)

第3条 乙は、契約要目表記載の賃料・共益費・附帯施設使用料等(以下「賃料等」という。)を契約要目表記載の方法で甲に支払わなければならない。ただし、契約締結時の前払い賃料等、契約解約時の賃料等は甲の指定に従い支払うものとする。

2. 乙は契約要目表の契約期間開始日より賃料等の支払い義務を負う。ただし、1か月に満たない期間の賃料等はその月の日数で日割計算した額とする。なお、日割計算の際には円未満は切り捨てるものとする。
3. 賃料等の支払いに要する手数料は、乙の負担とする。また、賃料等の支払いに関し、甲は請求書・領収証を発行しない。

(賃料等の改定)

第4条 甲は契約更新時に乙と協議の上、賃料等を改定することができる。

2. 甲は契約期間中であっても次の各号の一に該当する場合、乙と協議の上賃料等を改定することができる。
 - (1)本物件に対する公租公課・地代その他の負担が増加した場合。
 - (2)他の賃貸物件等や諸物価等と比較して賃料等が不相当と認められた場合。
 - (3)甲が本物件・共用施設・敷地等に改良を加えた場合。

(礼金)

第5条 乙は本契約の締結時に礼金として契約要目表記載の金額を甲に支払う。

(敷金)

第6条 乙は本契約の債務を担保するため、本契約締結時に敷金として契約要目表記載の金員を甲に預託する。ただし、敷金には利息をつけない。

2. 乙に賃料その他本契約に基づく未払債務が生じた場合、甲は任意に敷金をもって乙の債務弁済に充てることができる。
3. 前項および賃料等の増額があった場合には、乙は遅延なく契約要目表記載の月数分の賃料等に相当するよう敷金の不足額を補填しなければならない。ただし、賃料等の減額があった場合で、預託済の敷金額と新賃料等に契約要目表記載の月数を乗じた額との間に差額が生じた場合、敷金額は変更しない。
4. 本契約期間中は、乙は敷金をもって賃料その他本契約に基づく乙の債務の弁済に充当することを主張することはできない。
5. 乙は敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならない。
6. 甲は、本契約が終了し本物件の完全なる明渡し完了した場合、乙の甲に対する一切の債務を敷金から差し引いた後の残額を乙の指定する金融機関に振込みにて返還する。ただし、乙の債務が確定しない場合、または乙と連絡が取れない場合はこの限りではない。なお、返還に要する振込手数料は乙の負担とする。

(更新料)

第7条 第2条第2項に規定する本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は更新料として契約要目表記載の

金員を甲に支払う。

(共益費・附帯施設使用料等)

第8条 乙は、本物件の関連施設および共用部分の維持・運営・清掃等の費用として、契約要目表記載の共益費および附帯施設使用料等を毎月負担する。

(諸料金等)

第9条 乙は、自らの責任において本物件で使用した電気・ガス・上下水道の料金および町会費その他乙の生活から生じる一切の諸料金を所定の支払い先に支払う。

(遅延利息)

第10条 乙が本契約によって生じる金銭債務の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し遅延した日から完済日まで年率14.60%(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金を支払う。

(違約金)

第11条 乙は、本契約期間の開始日までに自己の都合により本契約を解除したときは、直ちに違約金として賃料の2か月相当額を甲に支払う。また、契約期間開始の前後を問わず本契約に違反して甲に契約を解除された場合も同様とする。なお、甲は既納の敷金をもって違約金の弁済に充てることができる。

(禁止事項)

第12条 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 全部または一部を問わず本物件の賃借権を譲渡すること、転貸すること、または第三者に占有させること。
- (2) 本物件内に甲の承諾した入居者以外の第三者を同居させ、または在室名義を表示すること。
- (3) 鉄砲刀剣類、爆発性、発火性を有する物品、有害物質等の製造または保管その他不潔悪臭のある物品の持込み。
- (4) 営業行為、違法行為または公序良俗に反する行為。
- (5) テレビ・ラジオ・ステレオ・楽器・高歌放吟などの騒音等他の入居者に危険または迷惑を及ぼす行為、その他本物件および関連施設の維持保全を害すること。
- (6) 所定以外の場所に自動車(自動二輪車・原動機付自転車を含む。)や自転車を駐車・駐輪すること、または近隣居住者の迷惑となるような車両等の運行。

(甲の承諾事項)

第13条 次の各号の場合は事前に甲の書面による承諾を必要とし、甲は不相当と認めるときはこれを拒否できる。

- (1) 本物件について模様替え・増改築・設備その他の工事(エアコンの設置を含む。)をすること。または、本物件敷地内で工作物の造築や物置の設置または原状を変更すること。あるいは植樹・造園・植物の栽培を行なうこと。
- (2) 入居者の追加または変更。
- (3) 階段、廊下等の共用部分に物品類を置くこと。または看板・ポスター類の広告物を掲示あるいは標示すること。
- (4) 近隣に迷惑を及ぼす危険性のない観賞用の小鳥、魚等を除く犬、猫等の動物の飼育または一時的持ち込み。
- (5) 大型の金庫、ピアノその他重量物を搬入または備え付けること。

(遵守事項)

第14条 乙は本物件に居住するにあたり次の各号を遵守し良識に従った生活を行なう。

- (1) 乙は本物件に入居後直ちに所定の位置に表札・ポストの名札を表示する。
- (2) 乙は本物件に入居後直ちに電気・ガス・水道等の使用者登録を行なう。
- (3) 本物件内の設備機器の使用にあたっては、甲または甲の指定する者の指示に従う。
- (4) 乙は、防災・防犯に注意するとともに、内外の清潔を保つよう心掛け、ゴミの処理については決められた方法を守る。
- (5) 甲が、建物の管理等のため本物件を調査する場合、乙または入居者はこれに協力する。
- (6) 乙は、甲が要請した場合、乙またはその関係者(入居者・親族・丙等)の住民票を甲に提出する。
- (7) 乙または入居者は、自治会・町内会等地区活動への協力を努める。
- (8) 入居者同士あるいは近隣とのトラブルは極力発生させないよう注意し、発生した場合は当事者間で解決する。

(乙等の通知義務)

第15条 乙または丙もしくは乙・丙の関係者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面をもって甲に通知する。

- (1) 乙または入居者が本契約期間中に引き続き1か月以上にわたり不在のとき。
- (2) 乙または入居者あるいは丙の氏名・住所・勤務先・通学先・職業・電話番号、連絡先等が変更したとき。
- (3) 乙または丙が死亡したとき。
- (4) 乙または丙が後見開始・保佐開始または補助開始の審判を受けたとき、または破産・民事再生・会社更生・会社整理・特別清算等の申立てがあったとき。
- (5) 本物件等に修理・取替えを必要とする箇所を発見したとき。
- (6) 本物件を破損・汚損もしくは滅失したとき。
- (7) 本物件等の鍵を交換したとき。ただし、この場合にはその交換した鍵1本を甲に預けるものとする。
- (8) 本物件に駐車場が附帯する場合で、駐車車両を変更したとき、または駐車場の使用をしなくなったとき。

(契約期間中の原状回復・修繕義務)

第16条 乙は、本契約期間中、乙の責に帰すべき事由より本物件および関連施設・共用施設・敷地等を汚損・破損・滅失したとき、または甲に無断で原状を変更したときは直ちにこれらを原状に復さなければならない。また、これによって甲および乙以外の入居者が被った損害の一切を弁償し、修理・交換が必要とされる場合はその費用を負担する。

2. 前項の義務は乙が本物件を使用・占有している限り免責されない。また、交換・修理は甲または甲の指定した者に依頼して行なう。
3. 甲が第15条第5号による乙からの通知を受けた場合、甲が必要と認める修理・取替え等は乙の責めに帰すべき事由による場合を除き甲の負担により行なう。なお、損傷原因が甲にあるか乙にあるか不明確な場合、または判定困難な場合は「別表2の1、2の2」に従う。
4. 照明器具の電球・蛍光灯・グローランプ等または消耗品類の交換、あるいは経年変化によらない乙の必要とする小修理、交換は乙の費用によって行なう。

(本物件への立ち入り)

第17条 甲または甲の指定した者は、本物件の保全・修理・防犯・防火その他建物の管理上必要がある場合には、予め乙の承諾を得て、あるいは乙に通知のうえ本物件内に立ち入り、点検、作業することができる。この場合、乙は正当な事由なくこれを拒むことができない。また、火災・盗難等緊急を要する場合には事前に乙の承諾を得ることなく本物件に立ち入ることができる。この場合、甲は後日乙に対しその旨を通知する。

(防蟻処理)

第18条 甲または甲の指定した者が、防蟻処理が必要と判断した場合には、予め乙の承諾を得て、あるいは乙に通知の上作業することが出来、乙は正当な理由なくこれを拒むことは出来ない。

(事故・免責)

第19条 乙またはその関係者の故意または過失による本物件および関連施設等における漏水事故に起因する損害は、すべて乙の負担とする。

2. 本物件の駐車場その他敷地内の乙またはその関係者の車輛に盗難・破損等の事故が生じても甲に故意・重過失がある場合を除き甲は一切その責任を負わない。
3. 天変地変・火災・盗難その他甲の責に帰すことのできない事由によって被った乙の損害については、甲は一切その責を負わない。

(解約希望の申入れ)

第20条 乙は、本契約の期間満了にあたって本契約を終了しようとするとき、また、契約期間中に本契約を解約するときには契約要目表記載の予告期間までに甲に対し書面で予告する。

2. 前項の予告がそれぞれの期間に満たない場合、乙は、予告期間分の賃料等相当額を甲に支払う。
3. 前項の規定にもかかわらず、乙は賃料等の予告期間分の賃料等相当額を甲に支払い本契約を直ちに解約できる。
4. 甲は、本契約期間中あるいは本契約期間満了時に正当な事由に基づき本契約を解約しようとするときは、6か月前までに乙に対し書面で申し入れるものとする。
5. 前項の場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了するものとする。但し、予告期間満了日までに乙が本物件を明渡しした場合は、明渡し日をもって本契約は終了するものとする。

(甲の契約解除権)

第21条 乙が次の各号の一に該当する場合、甲は乙に対して何らの通知・催告を要せず本契約を解除または更新拒絶できるものとし、甲が損害を被ったときは、甲は乙に対しその損害を請求することができる。

- (1) 本契約締結にあたって入居申込書に虚偽の事項を記載したり、不正な手段によって本物件に入居したとき。
- (2) 賃料等および更新料の支払いを滞納しその額が賃料の2か月分相当額に達したとき、または賃料等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲・乙間の信頼関係を害すると甲が認めたとき。あるいは乙に支払能力がないと甲が認めたとき。
- (3) 乙が後見開始・保佐開始または補助開始の審判を受け、または破産・民事再生・会社更生・会社整理・特別清算等の申立てがあったとき。
- (4) 本物件および関連施設を故意または重大な過失により汚損・破損・滅失したとき。
- (5) 乙またはその関係者に共同生活を乱す行為や公序良俗に反する行為があったとき。
- (6) 甲に何ら通知せず1か月以上不在のとき。または電気・ガスの供給停止、表札の撤去、寝食生活具の搬出等により居住の意思なしと甲が認めたとき。
- (7) 乙が暴力団構成員・準構成員であると判明したとき、あるいは本物件をそれらの者の事務所または宿泊施設として使用・提供したとき。
- (8) 乙が禁固刑以上の犯罪を犯したとき、または警察が介入するような事件にかかわったとき。
- (9) 第12条(禁止事項)、第13条(甲の承諾事項)に違反したとき。またはその他本契約各条項あるいは本契約に付随して締結された覚書等に違反し、その違反が甲・乙間の信頼関係を害すると甲が認めたとき。

(契約の消滅)

第22条 天災地変・風水害・朽廃または都市計画・区画整理事業等その他原因の如何を問わず本物件が居住不能となったとき、本契約は自動的に終了することを甲・乙は予め承諾する。この場合、乙は甲に対し名目の如何を問わず金銭その他を請求できない。

(明渡し等)

第23条 乙は本契約が終了する日までに(第21条により本契約が解除されたときは直ちに)、本物件を甲に明渡ししなければならない。

2. 本物件の明渡しに際しては、乙は次の各号を遵守する。

- (1) 本物件に付加した造作・設備等を除去し本物件を原状に回復する。
 - (2) 乙の義務である原状回復工事は甲または甲の指定する者に依頼して行なうものとし、乙は原状回復に要する費用を負担する。
 - (3) 明渡し日までの第9条の諸料金を精算し、その事実を証明できる書面を求めに応じ甲に提示する。
 - (4) 明渡しに際して、甲に対し理由・名目の如何にかかわらず一切の金員を請求しない。
 - (5) 乙が本物件を明渡しした後、本物件に残置した物品がある場合には、甲は乙がその所有権を放棄したものとして任意にその物品を処分することができる。この場合、乙は一切の異議申立てをせず、処分に要した費用を負担する。
3. 第21条の規定により本契約が解除された場合で、第28条の規定によっても本物件の明渡しが行われない場合には、甲は乙が不在でも本物件内に残された物品等を処分し、または他所に移管して本物件の明渡しを完了することができる。また、他所に移管した物品に関しては、移管した日から30日を経過しても乙が引き取らない場合には、甲は乙がその所有権を放棄したものとみなし、任意に処分することができる。乙はこれらに対し一切の異議申立てならびに損害賠償の請求はしないほか、処分に要した費用を負担する。

(本物件明渡しの際の費用負担区分)

第24条 本物件明渡し時に発生する原状回復工事の甲・乙それぞれの費用負担は、「別表1、2の1、2の2」に定める負担区分ならびに次の各号によるものとする。

- (1) 乙の責において発生した修理・交換等は、乙の負担とする。
- (2) 「別表1、2の1」以外の箇所において修理・交換等が発生した場合には甲・乙協議の上負担を決定する。
- (3) 本物件明渡しの際は、「別表3」の項目を行なうものとし、その費用負担は同表のとおりとする。
- (4) 本条記載の原状回復工事、修理・交換等は甲または甲の指定した者に依頼して行い、乙はその費用を負担する。

(明渡し遅延による使用損害金)

第25条 乙が第23条に違反して本物件の明渡しを遅延した場合には、乙は契約終了日の翌日から明渡し完了日までの期間について、甲に生じた実際の損害額に賃料等相当額の2倍の金額を加えた使用損害金を支払う。

(造作買取請求権等)

第26条 乙は、本物件の明渡しに際し、その事由の如何にかかわらず本物件内の造作・設備等に支出した費用の償還請求または移転料・権利金等一切の請求をすることはできない。また、本物件内に乙の費用をもって施設した設備・造作等の買取りを甲に請求することはできない。

(連帯保証人)

- 第27条 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責を負う。
2. 丙は、本契約の締結と同時に印鑑証明書(発行後3か月以内のもの)を添付のうえ実印で押印した連帯保証承諾書を甲に差し入れなければならない。
 3. 丙は、更新の種類を問わず本契約が更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責を負うものとする。賃料等の変更があった場合も同様とする。
 4. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完済されるまでその責を免れない。
 5. 丙が死亡または甲の認める連帯保証人としての資格を失ったとき、甲は乙に対し新たな連帯保証人の追加または変更を求めることができる。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任しなければならない。

(連帯保証人への委任)

- 第28条 第21条の各号の一に該当した場合、乙は丙に対し本契約を解除する権限(契約の解除を受領する権限を含む。)ならびに解除に伴う本物件の明渡し(残置物の引取りを含む。)、およびこれに付随する一切の権限を委任する。乙は、丙が委任された権限を行使したことにつき、丙、甲または関係者に対し、不服申立てまたは損害賠償その他の請求をしない。
2. 乙は本契約の解除ならびに本物件の完全なる明渡し完了するまで、前項の委任を解約することはできない。

(火災保険)

- 第29条 乙は、本契約締結時はもちろんのこと、本契約の更新時を含め、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡し完了するまでの間、甲の指定する内容の火災保険に加入し、甲の求めに応じてそれを証する書面の写しを甲に提出しなければならない。
2. 甲の催告にもかかわらず、乙が前項を履行しない場合には、甲は乙に対する何らの通知・催告も要せず本契約を解除または更新拒絶できる。
 3. 乙は本条により加入した火災保険の対象となる事故が発生した場合、甲に届け出なければならない。

(管轄合意)

第30条 本契約について紛争が生じた場合、本物件所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに乙は予め合意する。

(通知先)

第31条 甲が乙に対し通知を発する場合には本物件(ただし、乙が法人の場合には甲に届け出た所在地)に、また丙に対する場合には甲に届け出た住所地に発送すれば足りるものとする。

(その他)

第32条 本契約に定めなき事項については、民法その他の法令および取引の慣行に従い、甲・乙協議のうえ円満に処理するものとする。

一 修繕および原状回復基準表 一

1. 本表記載事項に関しては全額賃借人(以下「乙」という。)の費用負担で修繕、原状回復しなければならない。また、本表に記載ないものであっても、乙の故意・過失による汚損・破損箇所があれば全額乙の費用負担で修繕、原状回復しなければならない。ただし、明らかに経年変化、自然損耗と判断されるものに関しては乙に修繕、原状回復義務はない。
2. 次の事例は経年変化・自然損耗とはならず、乙の費用負担にて修繕、原状回復しなければならない。

①タバコのヤニによるクロス等の変化 ②落書き・くぎ穴・ネジ穴 ③重量物の設置による床材等のへこみ
④電気焼け(冷蔵庫の後ろ等) ⑤クロスのカビ

3. クロス等の張替えは部分補修が困難であるため、最低でも面単位または全面の張替とする。

	対象箇所	汚損・破損の状態	修繕・原状回復内容
共通	壁・天井(クロス等)	破れ、ヤニ、汚れ、キズ	張替または塗替
	クッションフロアー	破れ、キズ、汚れ	張替
	フローリング	キズ、破損	修理または交換
	窓ガラス類	破損	交換
	照明器具	器具の破損、故障	修理または交換
	電球・電灯類	破損、寿命による切れ	交換
	網戸	穴、破れ、棧の破損、変形	張替または修理、交換
玄関	ドアスコープ	破損	交換
	チャイム・インターホン	故障	交換または修理
	玄関ドアの鍵	破損、紛失	シリンダー交換
	郵便受	破損	修理または交換
	下駄箱	破損	修理または交換
キッチン	電気・ガスコンロ	故障	修理または交換
	給湯器類	故障	修理または交換
	換気扇	故障	修理または交換
	戸棚類	本体の破損および付属金物類の破損、紛失等	修理または交換
洗面所・バス・トイレ	鏡	破損	交換
	シャワー用ホース・ヘッド	破損	交換
	洗面台	破損、キズ	修理または交換
	鎖およびゴム栓	破損	交換
	釜・給湯器	故障	交換
	浴槽	破損、キズ、くぼみ、薬品による変色	修理または交換
	蓋および備品類	破損、紛失	交換
	便器	破損、薬品による変色	修理または交換
	ロータンク	破損、故障	修理または交換
	ペーパーホルダー	破損	交換
排水詰まり	異物の詰まり	修理	
居室	畳	破れ、汚れ、変色	表替
	障子・襖	破れ、汚れ、変色	張替
	室内ドア	本体またはガラスおよび付属器具の破損、紛失	修理または交換
	カーペット類	汚れ、シミ、焦げ	張替
	カーテンレール・ランナー	破損、変形、ランナー紛失	交換
電気設備	各種スイッチ・プレート類	故障、破損	修理または交換
	コンセントおよびプレート類	故障、破損	修理または交換
	テレビ用端子およびプレート	故障、破損	修理または交換
	電話端子およびプレート	故障、破損	修理または交換
給排水設備	各給水または止水栓	故障、破損	修理または交換
	排水トラップ	故障、破損	修理または交換
その他	エアコン	破損	修理または交換
	洗濯機用防水パン	破損	修理または交換
	タオル掛け	破損	交換

別表2の1

一 損耗原因が混在する場合、判定が困難な場合の費用負担区分表 一

- 汚損、破損等の原因が通常損耗、自然損耗による部分と、乙の故意・過失によるものが混在する場合、または判定が困難な場合の修繕・原状回復費用は本表の負担割合による。
- 表中の期間の始期は入居時とする。
- 以下賃貸人を「甲」という。

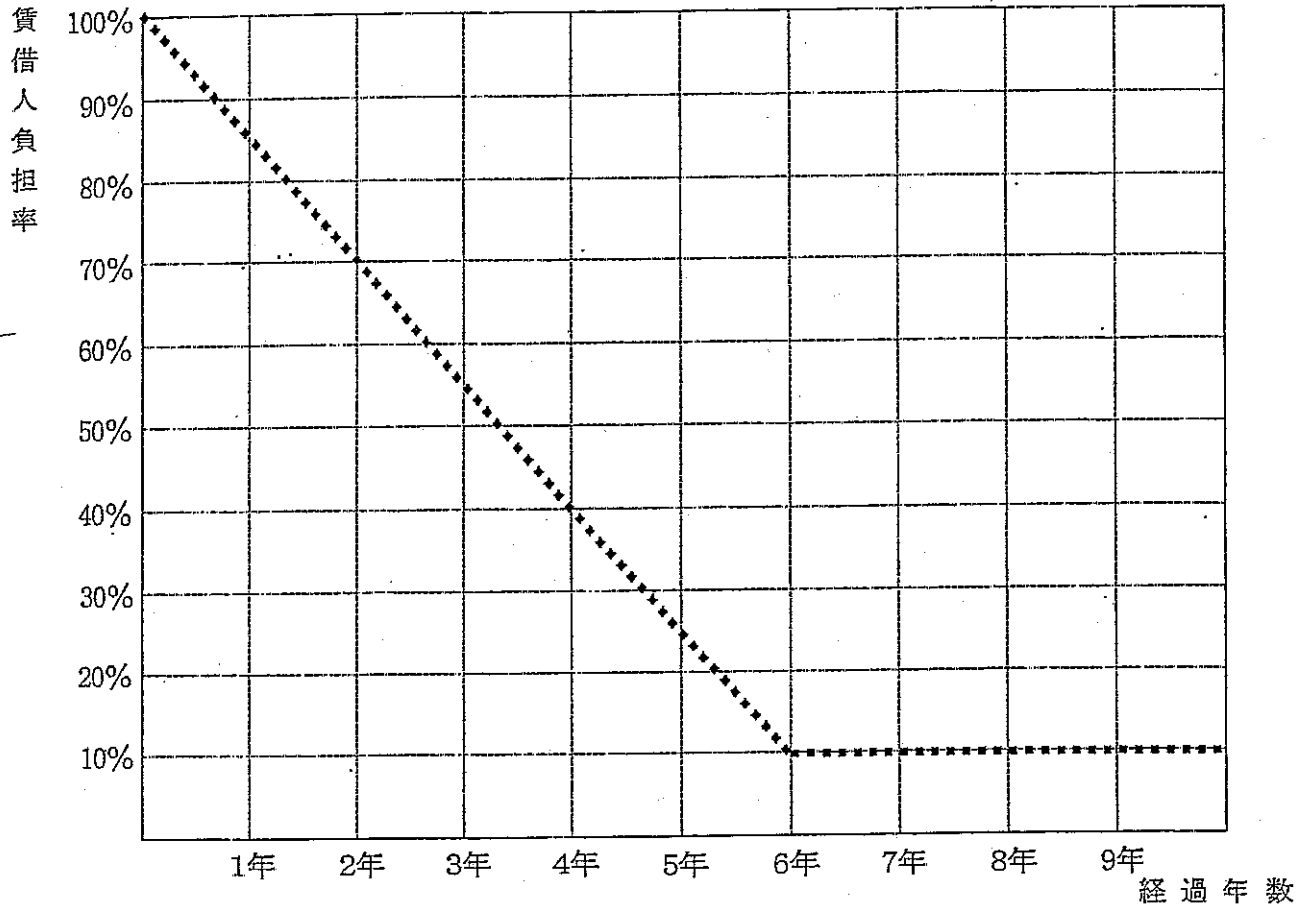
(単位:%)

対象箇所	3か月未満		12か月未満		2年未満		2年以上		
	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	
共通	壁・天井・床	別表2の2による							
	窓ガラス類	100		100		100		100	
	照明器具	100		100		100		100	
	網戸	100		100		100		100	
玄関	ドアスコープ	100		100		100		100	
	チャイム・インターホン	100		100		100		100	
	玄関ドアの鍵		100		100		100		100
	郵便受	100		100		100		100	
	下駄箱	100		100		100		100	
キッチン	電気・ガスコンロ	100		100		100		100	
	給湯器類	100		100		100		100	
	換気扇	100		100		100		100	
	戸棚類	100		100		100		100	
洗面所・バス・トイレ	鏡	100		100		100		100	
	シャワー用ホース、ヘッド	100		100		50	50	50	50
	洗面台	100		100		100		100	
	鎖およびゴム栓	100		100		50	50	50	50
	釜・給湯器	100		100		100		100	
	浴槽	100		100		100		100	
	蓋および備品類	100		100		100		100	
	便器	100		100		100		100	
	ロータンク	100		100		100		100	
	ペーパーホルダー	100		100		100		100	
排水詰まり	100			100		100		100	
居室	室内ドア	100		100		100		100	
	カーペット類	100		100		100		100	
	カーテンレール、ランナー	100		100		100		100	
電気設備	各種スイッチ・プレート類	100		100		100		100	
	コンセントおよびプレート類	100		100		100		100	
	テレビ用端子およびプレート	100		100		100		100	
	電話端子およびプレート	100		100		100		100	
給排水設備	各給水または止水栓	100		100		100		100	
	排水トラップ	100		100		100		100	
その他	エアコン	100		100		100		100	
	洗濯機用防水パン	100		100		100		100	
	タオル掛け	100		50	50	50	50	50	50

— 壁・天井・床の費用負担割合表 —
 (損耗原因が混在する場合・判定が困難な場合)

別表2の1のうち、壁、天井(クロス)および床(カーペット、フロアシート)の修繕、原状回復費用負担は、本表による。

※ 耐用年数6年、残存価値10%、定額法



【注意】

表中の負担率の始点(100%時点)は新築物件にあつては建物が賃貸人に引渡された時点、新築以外の物件にあつては当該クロス・カーペット・フロアシートが張替えられた時点をいう。

別表3

－ 本物件明渡し時に行なう項目表 －

本物件明渡し時には本表記載の項目を行なうものとし、その費用負担は本表のとおりとする。但し、本表記載のものであっても乙の故意・過失に起因する汚損、破損は全額乙の負担とする。

項 目	費用負担率	
	甲	乙
1. 基本クリーニング(窓、キッチン、バス・トイレ、洗面、その他)	50%	50%
2. カーペットシャンプー(張替時を除く)		
3. フローリングワックス(張替時を除く)		
4. クロス拭き上げ(張替時を除く)		
5. エアコン洗淨		
6. 畳・襖・障子の表替・張替		
7. 消耗品類(シャワーカーテン、キッチンゴム蓋、風呂蓋等)の交換	—	100%

※表中、本物件に存しないものは除く。